



発行 新潟県

第72号

平成30年9月14日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 規 則

43 新潟県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則(職業能力開発課)

## 告 示

991 県税の収納事務の委託の一部改正(税務課)

992 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)

993 介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)

994 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)

995 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)

996 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)

997 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)

998 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)

999 肥料の登録の失効(農産園芸課)

1000 肥料の登録(農産園芸課)

1001 保安林の指定解除予定(治山課)

1002 清算人の就任報告(農地計画課)

1003 土地改良事業の工事完了届(農地計画課)

1004 土地改良事業変更計画の適当決定に係る告示の廃止(農地計画課)

1005 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)

1006 国土調査の成果認証(農村環境課)

1007 建設業法による許可の取消し(監理課)

1008 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)

1009 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

1010 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

## 公 告

家畜市場の登録について(食品・流通課)

公聴会の開催の中止(都市政策課)

## 病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 選挙管理委員会告示

53 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)

54 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

## 正 誤

平成30年8月28日付け県報第67号告示第927号中(砂防課)

平成30年8月28日付け県報第67号告示第929号中(砂防課)

規 則

新潟県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第43号**

新潟県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則  
(新潟県職場適応訓練委託規則の一部改正)

**第1条** 新潟県職場適応訓練委託規則(昭和38年新潟県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第13条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条第1項、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)第16条第1項若しくは第2項又は<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則</u>(昭和41年労働省令第23号)附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定に基づく求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(5) 当該職場適応訓練生が<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則</u>第1条の4第1項第6号に規定する港湾運送事業離職者で公共職業安定所長による港湾運送事業離職者求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(6) (略)</p>	<p><b>第13条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条第1項、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)第16条第1項若しくは第2項又は<u>雇用対策法施行規則</u>(昭和41年労働省令第23号)附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定に基づく求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(5) 当該職場適応訓練生が<u>雇用対策法施行規則</u>第1条の4第1項第6号に規定する港湾運送事業離職者で公共職業安定所長による港湾運送事業離職者求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(6) (略)</p>

(新潟県訓練手当支給規則の一部改正)

**第2条** 新潟県訓練手当支給規則(昭和44年新潟県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第23条第2項及び<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)第18条第2号の規定に基づく給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p><b>第3条</b> 訓練手当は、<u>労働施策の総合的な推進並び</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第23条第2項及び<u>雇用対策法</u>(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)第18条第2号の規定に基づく給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p><b>第3条</b> 訓練手当は、<u>雇用対策法施行規則</u>(昭和41</p>

<p>に労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の4まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長（以下「安定所長」という。）の指示により、公共職業能力開発施設における職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の認定に係る職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>別記</b>  <b>第1号様式</b>（第11条関係）          訓練手当受給資格認定申請書          （略）          注 新潟県訓練手当支給規則第7条の規定による寄宿手当の支給を受けようとする者は、9欄の(4)の事項を証する書類を添付すること。</p>	<p>年労働省令第23号。以下「施行規則」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の4まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長（以下「安定所長」という。）の指示により、公共職業能力開発施設における職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の認定に係る職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>別記</b>  <b>第1号様式</b>（第11条関係）          訓練手当受給資格認定申請書          （略）          注 <u>雇用対策法施行規則第2条第2項第8号に掲げる者に該当する者及び新潟県訓練手当支給規則第7条の規定による寄宿手当の支給を受けようとする者は、9欄の(4)の事項を証する書類を添付すること。</u></p>
--	---

（新潟県立職業能力開発校規則の一部改正）

**第3条** 新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（授業料の減免等）</p> <p><b>第21条の2</b> 条例第17条に規定する授業料、入校料、入校料又は受講料を納付することが困難であると認められる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>（昭和41年法律第132号）に規定する職業転換給付金（同法第18条第2号に掲げる給付金に限る。）の支給を受ける者</p> <p>(6) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（授業料の減免等）</p> <p><b>第21条の2</b> 条例第17条に規定する授業料、入校料、入校料又は受講料を納付することが困難であると認められる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>雇用対策法</u>（昭和41年法律第132号）に規定する職業転換給付金（同法第18条第2号に掲げる給付金に限る。）の支給を受ける者</p> <p>(6) （略）</p> <p>2 （略）</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**◎新潟県告示第991号**

県税の収納事務の委託（平成28年3月新潟県告示第294号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月14日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
1 委託を受けた者 (1)～(8) (略) (9) 削除  (10)～(15) (略) 2・3 (略)	1 委託を受けた者 (1)～(8) (略) (9) 群馬県前橋市亀里町900番地 株式会社セーブオン (10)～(15) (略) 2・3 (略)

◎新潟県告示第992号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	長岡鶴の里訪問介護事業所	新潟県長岡市水道町2-6-16	鶴谷プロデュース株式会社	平成30年9月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	はあとふるあたご福祉用具村上	新潟県村上市南町2丁目11番40号	株式会社はあとふるあたご	平成30年9月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	はあとふるあたご福祉用具村上	新潟県村上市南町2丁目11番40号	株式会社はあとふるあたご	平成30年9月1日

◎新潟県告示第993号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
訪問介護事業所 ケアセンターきらら	新潟県阿賀野市宮下457番地1	株式会社ひまわり	訪問介護	平成30年8月3日	平成30年7月31日

◎新潟県告示第994号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
クスリのアオキ 住吉薬局	新発田市住吉町5丁目4番9号	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
かえで薬局	妙高市栗原2丁目3番3号	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
大手薬局 三条月岡店	三条市月岡1丁目23番45号	育成医療・更生医療	平成30年9月1日

## ◎新潟県告示第995号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人社団 沢矯正歯科医院	長岡市城内町2-6-13	歯科矯正に関する医療	平成30年9月1日
新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	腎臓に関する医療	平成30年9月1日
新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	免疫に関する医療	平成30年9月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院	上越市大道福田616番地	腎臓に関する医療	平成30年9月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会 佐渡総合病院	佐渡市千種161番地	腎臓に関する医療	平成30年9月1日
えちごメディカル 古正寺薬局	長岡市古正寺3-2	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
西長岡調剤薬局	長岡市千秋2-297-12	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
新光町調剤薬局	三条市新光町1-27	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
小川薬局	燕市地藏堂本町二丁目6-23	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
しなの薬局 吉田店	燕市吉田2757-3	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
エム・ケイ薬局 かきざき店	上越市柿崎区柿崎6411-2	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
トモエ薬局 高田店	上越市とよば78	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
はまなす調剤薬局	上越市柿崎区柿崎6411-1	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
しなの薬局 あがの店	阿賀野市市野山191-3	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
南魚沼センター薬局	南魚沼市六日町2634-4	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
壮快調剤薬局	胎内市平木田字岩山1500番地2	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
トリム薬局 湯沢店	南魚沼郡湯沢町神立25-6	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
長岡中央訪問看護ステーション	長岡市川崎町2041番地	育成医療・更生医療	平成30年9月1日
上越医師会訪問看護ステーション	上越市春日野1-2-33	育成医療・更生医療	平成30年9月1日

## ◎新潟県告示第996号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
しなの薬局 村上店	村上市田端町10-10	育成医療・更生医療	平成30年7月31日
チューリップ新井薬局	妙高市栗原2-3-3	育成医療・更生医療	平成30年8月31日

## ◎新潟県告示第997号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
安藤 拓海	眼科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	H30. 9. 1	第15条第1項の医師に指定した
土田 雅史	腎臓内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
橋本 浩平	内科	あがの市民病院	阿賀野市岡山町13-23	〃	〃
真木山 八城	循環器内科	まきやま内科クリニック	佐渡市長石192-5	〃	〃
小松 集一	泌尿器科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
鈴木 友康	循環器内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
高橋 一也	消化器内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
名村 理	外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
長谷川 聡	小児科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
波田野 彰彦	泌尿器科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
福島 隆男	神経内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
牧野 邦比古	神経内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃

## ◎新潟県告示第998号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
田村 正人	神経内科	長岡西病院	長岡市三ツ郷屋町371-1	H30. 5. 31

佐藤 泰治	外科	佐藤医院	村上市猿沢2221	H30. 6. 26
大森 佐一郎	整形外科	介護老人保健施設 きたはら	十日町市中条己2958	H30. 8. 31

## ◎新潟県告示第999号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成30年9月14日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第389号
肥料の種類	副産石灰肥料
肥料の名称	玉子の殻のカルシウム
保証成分量	アルカリ分 45.0パーセント
生産業者の名称及び住所	有限会社 若月商店 新潟県阿賀野市京ヶ瀬工業団地3610番地157
失効年月日	平成30年7月25日

## ◎新潟県告示第1000号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成30年9月14日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第423号
肥料の種類	副産石灰肥料
肥料の名称	玉子の殻のカルシウム3号
保証成分量	アルカリ分 35.0パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の 制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	有限会社 若月商店 新潟県阿賀野市京ヶ瀬工業団地3610番地157
登録年月日	平成30年9月5日

## ◎新潟県告示第1001号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する  
予定である旨の通知があった。

平成30年9月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 解除予定保安林の所在場所  
新潟県村上市桃川字小金堀2852の10から2852の12、2852の15、2852の17（以上5筆国有林。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

## ◎新潟県告示第1002号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人  
角田焼山土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨の届出があった。

平成30年9月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 就任  
新潟市西蒲区松野尾2941 鈴木 忠孝

// 巻大原822 大越 茂  
 // 松野尾4846 本田 賢一  
 // 松野尾3366 岩崎 文一  
 // 松野尾2904 八尾坂 又之助  
 // 松野尾2861 市橋 善伸  
 // 松野尾2256 山川 勲雄  
 // 松山79 齋藤 雅一

就任年月日 平成30年8月28日

### ◎新潟県告示第1003号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成30年9月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 大和郷土地改良区	浦佐第4	農用地改良保全（基盤整備促進）事業	平成29年1月20日

### ◎新潟県告示第1004号

土地改良事業変更計画の適当決定（平成30年9月4日新潟県告示第954号）は、廃止する。

平成30年9月14日

新潟県佐渡地域振興局長

### ◎新潟県告示第1005号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成30年9月18日から平成30年10月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月14日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
佐渡市 長江川水系土地改良区	長江川水系 土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	佐渡市役所	第48条

#### 1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

#### 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決



定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第1006号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年9月14日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
弥彦村	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字弥彦の一部

#### 2 認証年月日

平成30年9月6日

### ◎新潟県告示第1007号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成30年9月14日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 処分をした年月日 平成30年8月27日

#### 2 被処分者の商号、代表者の氏名

本田建築

本田 和八

#### 3 主たる営業所の所在地

燕市大字中島556

#### 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第41459号

#### 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

#### 6 処分の原因となった事実

平成30年8月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

#### 1 処分をした年月日 平成30年8月28日

#### 2 被処分者の商号、代表者の氏名

内田塗装

内田 弘仁

#### 3 主たる営業所の所在地

佐渡市相川中京町2

#### 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第43059号

#### 5 処分の内容 とび・土工工事業、塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

#### 6 処分の原因となった事実

平成30年7月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

#### 1 処分をした年月日 平成30年8月28日

#### 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社今里塗装

今里 文彦

#### 3 主たる営業所の所在地

燕市野中才388-5

#### 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第45218号

- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成30年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成30年8月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
栗原建設株式会社  
栗原 知也
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区太夫浜新町1-15-18
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第4534号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成30年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成30年8月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
日本海ロードサービス株式会社  
本間 誠也
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区紫竹7-34-17
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39720号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成30年8月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成30年8月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
伊藤板金  
伊藤 繁義
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市上石川91
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44548号
  - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成30年7月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成30年8月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
エス  
小田嶋 栄児
  - 3 主たる営業所の所在地
-

新潟市西区五十嵐二の町9143-7 ホワイトボックス2

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第43980号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年7月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 平成30年8月10日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社土市コンクリート  
高野 裕司

- 3 主たる営業所の所在地  
十日町市馬場丙1507-15

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39572号
- 5 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 平成30年8月1日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社国際総合計画  
大橋 誠五

- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区米山2-7-3

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-25)第41350号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 平成30年8月1日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社国際総合計画  
大橋 誠五

- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区米山2-7-3

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-25)第41350号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 平成30年7月11日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社地水技建
-

荒木 英子

3 主たる営業所の所在地

上越市浦川原区横川410

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第9726号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、さく井工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年7月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成30年7月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社コバリキ

小林 建

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区下大川前通四ノ町2185

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第14808号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成30年7月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

新潟住宅ネットワーク協同組合

稲川 等

3 主たる営業所の所在地

長岡市下々条町2838-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第40177号

5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年7月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成30年7月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社三和販売

金井 隆

3 主たる営業所の所在地

上越市藤巻8-47

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第42447号

5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年7月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片貝町(1)地区	小千谷市片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1009号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片貝町(1)地区	小千谷市片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1010号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年9月14日

新潟県新潟地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成30年9月4日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市泉町一丁目2823番1、2823番2、2824番1、2824番2の内	6.00	60.09

公 告

家畜市場の登録について（公告）

家畜取引法（昭和31年法律第123号）第3条の規定により、家畜市場を次のとおり登録する。

平成30年9月14日

新潟県知事 花角 英世

1 氏名又は名称及び住所

全国農業協同組合連合会 代表理事理事長 神出 元一

- 東京都千代田区大手町一丁目3番1号
- 2 家畜市場の名称  
JA全農にいがた素牛市場
  - 3 登録年月日  
平成30年9月1日
  - 4 登録番号  
44

#### 公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、小千谷都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成30年9月14日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成30年9月20日（木） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
小千谷市大字桜町4915番地  
小千谷市総合体育館 1階大会議室

### 病院局公告

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波診断装置（救急室用）の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年9月14日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
超音波診断装置（救急室用） 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成31年8月30日（金）  
ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。
  - (4) 納入場所  
新潟県立加茂病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。
  - (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と

社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成30年9月21日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月27日(木)午前11時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、阿賀野市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成30年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
阿賀野市高齢者コミュニティセンター「ささかみ荘」	阿賀野市山倉426番地1	集会室	138.30	平成30年9月3日

◎新潟県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成30年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
38,556
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
340,969
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

新潟市北区	21,016
新潟市東区	38,755
新潟市中央区	49,903
新潟市江南区	19,257
新潟市秋葉区	21,748
新潟市南区	12,813
新潟市西区	44,135
新潟市西蒲区	16,521
長岡市三島郡	77,674
上越市	54,409
三条市	27,967
柏崎市刈羽郡	25,438
新発田市北蒲原郡	31,710
小千谷市	10,243
加茂市南蒲原郡	11,456
十日町市中魚沼郡	18,143
見附市	11,564
村上市岩船郡	19,369
燕市西蒲原郡	25,004
糸魚川市	12,480
妙高市	9,378
五泉市東蒲原郡	17,955
阿賀野市	12,217
佐渡市	16,215
魚沼市	10,496
南魚沼市南魚沼郡	18,245



胎内市

8,482

## 正 誤

平成30年8月28日付け新潟県告示第927号（土砂災害警戒区域の指定）

5 ページの

「

青山本村地区	新潟市西区青山2丁目・3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小針自由ヶ丘地区	新潟市西区小針南台・寺尾朝日通り	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南山配水所下地区	新潟市中央区旭町通り2番町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

」

は、

「

青山本村地区	新潟市西区青山2丁目・青山3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小針自由ヶ丘地区	新潟市西区小針南台・寺尾朝日通	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南山配水所下地区	新潟市中央区旭町通2番町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

」

の誤り。

平成30年8月28日付け新潟県告示第929号（土砂災害特別警戒区域の指定）

6 ページの

「

青山本村地区	新潟市西区青山2丁目・3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小針自由ヶ丘地区	新潟市西区小針南台・寺尾朝日通り	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

」

は、

「

青山本村地区	新潟市西区青山2丁目・青山3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小針自由ヶ丘地区	新潟市西区小針南台・寺尾朝日通	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

」

の誤り。